

【職域サポートローン】

【職域サポートローン WEB 完結型】

(2024年9月11日現在)

商品名	あるしん職域サポートローン<しんきん保証基金>
ご利用いただける方	(1) 満年齢18歳以上の方 (2) 安定継続した収入がある方 (3) 職域サポート制度を導入した事業所に働く経営者、従業員の方 ※パート、アルバイトの方も含まれます。
お使いみち	<p><input type="checkbox"/> お申込人またはお申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする次の資金。（資金使途の重複も可）</p> <p>① 自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む） 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用</p> <p>② 教育関連資金 ・就学する学校等への納付金（最長1年分） ・就学にかかる付帯費用（最長1年分、100万円以内） ※申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>③ 住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可 （ただし、上記と合わせた申込みで100万円以内） ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>④ お申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を用途として、自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※当金庫の基金保証付ローンについては、職域サポートローン、カーライフプラン、教育プラン、リフォームプラン、無担保住宅ローン（いずれもプライム、エコ含む）の借換え資金（借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料を含む）に限ります。 ※WEB完結型はローンの借換え資金には利用できません。</p>

ご融資限度額	<input type="checkbox"/> 1,000万円以内
ご融資期間	<input type="checkbox"/> 3ヶ月以上15年以内
ご融資利率	<input type="checkbox"/> 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 変動金利（年2回） 毎年4月1日と10月1日の年2回、当金庫所定の短期プライムレートを基準金利として、6月、12月の返済日の翌日から変更します。
お利息の計算方法	<input type="checkbox"/> 付利単位を1円とした1年365日とする日割計算（元金均等）・月割計算（元利均等）とします。
ご返済方法	<input type="checkbox"/> 毎月元金均等または元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヶ月以内） ※貸付金額の50%以内につき、6ヶ月毎の増額（ボーナス）返済併用可
支払方法	<input type="checkbox"/> 購入先等に振込 ※保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは、当金庫が認めた場合に限り振込としないこともできます。 ※支払済資金は不可。
保証人・担保	<input type="checkbox"/> （一社）しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
保証料・手数料等	<input type="checkbox"/> （一社）しんきん保証基金へ支払う保証料年0.38%（毎月払い）が必要です。 <input type="checkbox"/> 融資関係用紙代として220円（税込）が必要です。
苦情処理措置 紛争解決措置	<input type="checkbox"/> 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス課（9時～17時 電話：0265-74-9618）にお申し出ください。 <input type="checkbox"/> 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたらうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス課または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	<input type="checkbox"/> お申込に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。